

佐賀県かかりつけ医・精神科医紹介システム事業【佐賀県】

=顔の見える関係づくりにむけて=

(実施期間) 平成 23 年度～

(基金事業メニュー) 強化モデル事業

(実施経費) 3,456 千円 (予定額)

(実施主体) 佐賀県

【事業の背景・必要性・目的】

自殺者の中にはうつ病など心の問題が原因の場合も多い。このため、専門の医療が必要な方を速やかに治療に結びつけることにより、うつ病患者の早期発見・治療を図ることを目的として、平成 22 年 11 月から杵藤保健福祉圏域（県内は 5 圏域）においてモデル事業として開始し、平成 23 年 12 月から佐賀県全体で事業を実施している。

H24. 10. 1 現在

【地域の特徴・自殺者数の動向】

佐賀県の自殺者数は平成 11 年以降、200 人を超える状況が続いている。平成 16 年をピークに減少傾向にあるものの、自殺死亡率（人口 10 万あたりの自殺者数）は全国平均よりも高い傾向にある。特に、佐賀県の 50 歳以上の男性の自殺死亡率の割合は全国より高いことから、平成 21 年度から 3 年間にわたり、「佐賀県自殺総合対策中高年対策推進検討部会」を設置し、検討を重ねた。

検討部会の提言を受け、「睡眠」と「アルコール」をキーワードとして、研修会・講演会の開催等、医療・地域・職域の 3 分野を重点分野として中高年男性の自殺対策に取り組んでいる。

また、地域の特徴としては、県北部の自殺率が高い傾向にある。

総人口	年齢 3 区別人口割合		
	年少(0~14 歳)	生産(15~64 歳)	老年(65 歳以上)
843,505	121,156 14.4%	506,596 60.1%	212,714 25.2%

(出典：佐賀県人口動態調査)

【事業目標等】

＜事業目標＞

平成 22 年 11 月から平成 23 年 12 月まで実施した杵藤保健福祉圏域におけるモデル事業の実績は 20 件の紹介であったことから、全県下（5 保健福祉圏域）の年間目標を 100 件として取り組んだ結果、平成 24 年度末現在の紹介件数は 84 件となった。

＜対象者＞

県内のうつ病の疑いがある患者とする。

＜対象となる医療機関＞

紹介元医療機関は、県内の精神科医療機関を除く全医療機関を対象とし、紹介先医療機関は、当該事業に協力する県内の精神科医療機関を対象とする。

＜紹介の流れ＞

不眠等身体症状の不調を訴える患者がかかりつけ医を受診し、うつ病疑いがあるとかかりつけ医が判断した

場合、患者の同意を得て、紹介システム専用の紹介状を用い、精神科医療機関に受診予約を行う。精神科医は受診結果を紹介システム専用の紹介返信書に記入し、かかりつけ医に報告する。

＜紹介状況の把握＞

かかりつけ医は紹介状の写し（個人情報は削除）を、精神科医は紹介返信書の写し（個人情報は削除）を県障害福祉課に送付する。

【事業実施にあたっての運営体制】

＜県障害福祉課＞

紹介状・紹介返信書のとりまとめを行い、集計・分析を行う。各保健福祉事務所の連絡会議での意見を踏まえ、かかりつけ医・精神科医紹介システム事業の検討委員会を定期的に開催する。

＜保健福祉事務所＞

管内のかかりつけ医・精神科医の連絡会議を開催し、県障害福祉課に報告する。

管内のかかりつけ医に対して、うつ病・紹介システム事業に関する啓発を行い、県障害福祉課職員と共にかかりつけ医を訪問し、事業の協力を依頼する。

【事業の工夫点】

かかりつけ医（医療機関）が使用する紹介状と精神科医が使用する紹介返信書を独自に作成した。中高年対策推進検討部会のキーワードである「アルコール」についてもチェック項目を作成し、飲酒の状況も確認することとした。

【事業成果、その他特筆すべき点】

＜平成25年度からの変更点＞

- ・通常の紹介状を用いて精神科に紹介されるケースが多く、かかりつけ医から精神科医へ紹介される全体数が把握できなかった。このため、かかりつけ医から精神科医へ紹介があった全ての事例を把握するため、紹介システム事業の様式による紹介だけでなく、かかりつけ医独自の紹介状による紹介も含めて、取りまとめた結果を定期的に、精神科医療機関から県障害福祉課へFAXにて報告することとした。
- ・本県は医薬分業が推進されており、調剤薬局から薬を受け取ることが多い。調剤薬局の薬剤師は問診を行い、処方薬についての説明をされるが、その際に心身の不調を薬剤師に打ち明けることもある。このため、調剤薬局の薬剤師はゲートキーパー的な役割を果たすことが期待できることから、必要に応じて窓口で「患者に対して、かかりつけ医に病状を説明するように伝える」もしくは、「患者に同意を得て、かかりつけ医に症状を伝えるとともに、患者にはかかりつけ医の受診を勧める」ことにより、本事業に参画することとした。（H25.4～）
- ・かかりつけ医と精神科医の顔の見える関係づくりが重要であるため、今後、保健福祉事務所毎の研修会や交流会を実施予定。

（問合せ先） 佐賀県 健康福祉本部 障害福祉課

TEL:0952-25-7064

E-mail:shougaifukushi@pref.saga.lg.jp